

山口県情報公開条例（抜粋）

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人をいう。

② （略）

第二十三条 県の執行機関の附属機関その他実施機関が定める合議制機関等（以下「附属機関等」という。）の会議（法令等の規定により公開しないこととされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合において附属機関等がその会議を公開しないことを決定したときは、この限りでない。

- 一 第七条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項を議事とする場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正で円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがある場合

（公文書の開示義務）

第七条 （略）

一～四 （略）

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 （略）